

議案第2号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴う町の財政状況及び地域経済への影響を勘案し、特別職の職員の給与の減額措置を講ずるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 28 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における町長の給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当(他の給与の算出の基礎となるものを除く。))を除く。以下同じ。)の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められる額とする。
- 29 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における副町長の給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められる額とする。
- 30 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における教育長の給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められる額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>1～27 (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>1～27 (略)</p> <p>28 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における町長の給料月額</u>は、<u>第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当(他の給与の算出の基礎となるものを除く。))を除く。以下同じ。)</u>の算出の基礎となる給料月額は、<u>同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p>29 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における副町長の給料月額</u>は、<u>第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p>30 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における教育長の給料月額</u>は、<u>第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(改正附則)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>